

ハム類の認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、栃木県内で生産された豚肉を用い、県内の加工施設で製造されたボンレスハム、ロースハム、骨付きハム、ショルダーハム及びラックスハム（以下「ハム類」という。）に適用する。

(定義)

第2 この基準において「ハム類」とは、「ハム類の日本農林規格」（昭和56年8月21日農林水産省告示第1260号）第2条の定義に適合するものであること。

(品質及び品質表示)

第3 ハム類の品質及び表示の基準は、「食品表示法」（平成25年6月28日法律第70号）の食品表示基準及び「ハム類の日本農林規格」（昭和56年8月21日農林水産省告示第1260号）の品質基準等、食品の品質・表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質 料	原 料 肉	次に掲げる以外のもを使用していないこと。 1 ボンレスハムについては、栃木県内で生産された豚のもも肉 2 ロースハムについては、栃木県内で生産された豚のロース肉 3 骨付きハムについては、栃木県内で生産された豚のもも肉(骨付きのものに限る) 4 ショルダーハムについては、栃木県内で生産された豚の肩肉 5 ラックスハムについては、栃木県内で生産された豚の肩肉、ロース肉、又はもも肉
	原料肉及び食品添加物以外の原材料	次に掲げる以外のもを使用していないこと。 1 調味料 食塩、糖類その他調味料として使用するもの 2 香辛料
	食品添加物	次に掲げる以外のもを使用していないこと。 「ハム類の日本農林規格」第4条の基準に適合するもの。

(関係法令の遵守)

第4 ハム類の製造、表示にあたっては、第3の定めるほか、関係法令を遵守すること。

附 則

- この基準は、平成13年 2月15日から適用する。
 この基準は、平成13年 6月29日から適用する。
 この基準は、平成14年 8月12日から適用する。
 この基準は、平成15年 6月 2日から適用する。
 この基準は、平成22年 9月 1日から適用する。
 この基準は、平成27年 4月 1日から適用する。